

第79回全国株懇連合会定時会員総会第2分科会審議事項

## 情報開示の実務

大阪株式懇談会

## 内容

はじめに（提案の趣旨）	1
第1部 会社（企業）情報開示制度の概要	2
I 法定開示・適時開示・その他の開示	2
1. 法定開示	2
2. 適時開示	3
3. その他の開示	4
II 各情報開示制度の解説	5
1. 会社法上の開示制度	5
2. 金商法上の開示制度	19
3. 金融商品取引所の開示制度	32
第2部 法定公告・法定開示の事例	41
I 組織再編に係る事例	41
1. 合併	41
2. 会社分割	53
3. 株式交換	66
4. 株式移転	74
5. 株式交付	79
6. 事業譲渡・譲受け	83
II 株式に係る事例	87
1 概説	87
2. 募集株式の発行等	87
3. 取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則	92
4. 募集新株予約権の発行	107
5. 株式分割	112
6. 株式併合	115
7. 自己株式の取得	119
8. その他	124
III その他の事例	127
1. 臨時株主総会の実施	127
2. 剰余金の分配	132
3. 資本金・準備金の額の減少	140
4. 決算公告	148
5. 解散・清算	150
6. コーポレート・ガバナンス報告書	156
7. 統合報告書	161
8. その他	169
【参考文献】	177

[法令等の略称]

- ・ 会社法⇒法
- ・ 会社法施行規則⇒施行規則
- ・ 会社計算規則⇒計算規則
- ・ 金融商品取引法⇒金商法
- ・ 金融商品取引法施行令⇒金商法施行令
- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令⇒開示府令
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律⇒振替法
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律施行令⇒振替法施行令
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程⇒上場規程
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程施行規則⇒上場規程施行規則
- ・ コーポレートガバナンス/コーポレート・ガバナンス⇒CG
- ・ コーポレートガバナンス・コード⇒CGコード
- ・ コーポレート・ガバナンスに関する報告書⇒コーポレート・ガバナンス報告書/CG報告書

[文献等の略称]

- ・ 東京証券取引所 会社情報適時開示ガイドブック⇒ガイドブック  
なお、発行年月に特に言及が無い場合は2024年4月版を指す。

[制度等の略称]

- ・ 日本取引所グループ 適時開示情報伝達システム (Timely Disclosure network) ⇒  
TDnet
- ・ 国際連合 責任投資原則 (Principles for Responsible Investment) ⇒PRI

[企業・団体等の略称]

- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人 (Government Pension Investment Fund) ⇒GPIF
- ・ 東京証券取引所⇒東証

## はじめに（提案の趣旨）

2011年第66回全国株懇連合会定時会員総会において、「法定公告・法定開示の実務」を提案させていただいた。これは、会社法、金商法等の諸法令に基づく法定の公告や開示を中心に、「法定公告・法定開示に関連する実務全般を適正に実施するための利用しやすいマニュアル」をコンセプトとしていた。

今回の提案においても、「利用しやすい実務マニュアル」というコンセプトは変わらず、2011年の提案書から法令等の内容につき変更が無いものについては再掲するなどした反面、実務に定着するなどし、ニーズが乏しいと考えられるものについては割愛するなど、再構成を図った。

さらに、2011年以降今日に至るまで、会社法の改正等関係する法令改正について対応するとともに、法定開示以外にも、証券取引所のルールに基づく「コーポレート・ガバナンス報告書」等に加え、任意開示である「統合報告書」「アニュアルレポート」等、法定外の開示も隆盛を極めていることから本提案書では題名を「情報開示の実務」と改め、法定開示に留まらない、企業として広く開示を求められる事項を内容とした（ただし、本提案書は紙面の関係等から、有価証券報告書等継続開示以外の情報開示を中心に扱っている）。

近時、開示する情報量が年々増加し、「日本は世界でも有数の「開示大国」になった」（2024年6月30日 日本経済新聞）という指摘もあるくらい、情報開示担当者の負担が増す一方、「情報量が多くても、投資家のニーズとは必ずしもかみ合っていない現状」（同）という指摘もあり、政府においても様々な情報の一体開示の検討が進められているものの、情報開示の実務に携わる者の悩みは尽きない。

このような状況においても、2011年提案書の「提案の趣旨」において、「様々な方法で、様々な会社情報を開示することが、会社法・金商法などの諸法令では要請され、これを適法・適切に実施することが、会社または株式実務にとっては重要な課題である。また、この会社情報の開示の評価自身が「内部統制」の問題として、開示の対象になることにも留意しなければならない。」と言及しているが、これは現在においても不変である。従って、法定外開示の隆盛という状況にあっても、株式実務に携わる者としては、多岐にわたる会社法、金商法等に基づく法定開示制度の理解が肝要であり、法定外開示では証券取引所の開示ルールの理解が優先されるべきことは言うまでもない。

本提案書がこれらの理解に資することができれば幸いである。